第３章　製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第１節　総　則

第１　趣旨

この基準は、製造所等の設置又は変更の許可申請に際し、危政令第３章ならびに危省令第３章及び第４章の技術上の基準について、必要な事項を定めるものとする。

第２　共通事項

1　**リチウムイオン蓄電池**（H23.12.27 消防危第 303 号通知）（R6.7.2 消防危第 200 号全部改正）

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号）等に適合しているリチウムイオン蓄電池で、一定の落下試験において漏液等が確認されないものについては、危政令第 23 条を適用し電気設備を防爆構造とすること並びに貯留設備及び可燃性蒸気排出設備を設けることを必要としない。

2　**単独荷卸し**（H30.3.30 消防危第 44 号通知）

給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用は、**別記 38「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用基準」**による。

3　**太陽光発電設備**（H27.6.8 消防危第 135 号通知）

製造所等において、太陽光発電設備を設置する場合は、**別記 40「太陽光発電設備に係る防火安全基準」**による。

4　**危険物施設の風水害対策**（R2.3.27 消防危第 86 号通知、R2.5.29 事務連絡、R3.3.10 消防危第 49 号通知（い））

危険物施設の風水害対策については、「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」によること。